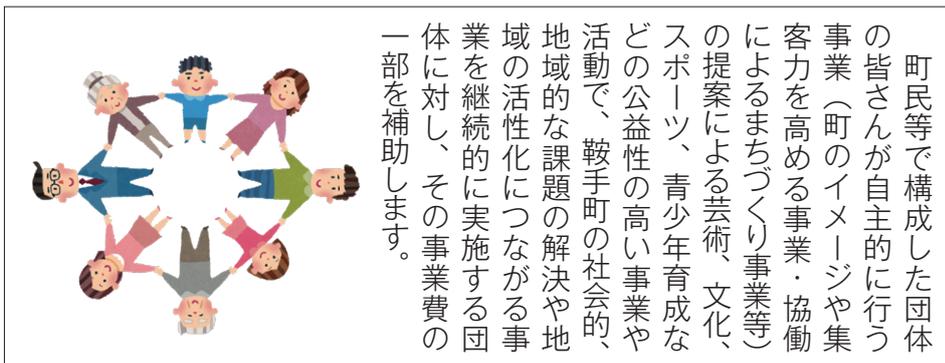


鞍手の魅力を伝える取組を 応援します！

鞍手町シテイプロモーション等推進事業補助金



町民等で構成した団体の皆さんが自主的に行う事業（町のイメージや集客力を高める事業・協働によるまちづくり事業等）の提案による芸術、文化、スポーツ、青少年育成などの公益性の高い事業や活動で、鞍手町の社会的、地域的な課題の解決や地域の活性化につながる事業を継続的に実施する団体に対し、その事業費の一部を補助します。

【補助金の要件等】

- 対象団体要件
 - ① 20歳以上の構成員10人以上で組織され、かつ3分の2以上が町内に在住または在勤であること
 - ② 営利を目的とした団体でないこと
 - ③ 規約・会則等があり、会員等の名簿を備えていること など
- 対象事業（1団体1事業まで）
 - ① 保健、医療または福祉の増進を図る事業
 - ② 伝統、文化、郷土芸能の振興を図る事業
 - ③ 健康・スポーツの増進を図る事業
 - ④ 安全・安心なまちづくりを推進するための事業
 - ⑤ 生活環境の改善、景観保全または自然環境保全を図る事業
 - ⑥ 子どもの健全育成を図る事業
 - ⑦ 町の特性を生かした産業振興を図る事業
 - ⑧ 個性豊かな住みよいまちづくりを構築するための事業

【補助金の内容】

- 補助対象経費
 - ① 報償費（謝金）
 - ② 旅費（講師等の交通費、宿泊費）
 - ③ 消耗品費（消耗品の購入）
 - ④ 印刷製本費（パンフレット・ポスター等の印刷代）
 - ⑤ 燃料費（車両または機械の燃料費）
 - ⑥ 通信運搬費（郵便代やその他の経費）
 - ⑦ 保険料
 - ⑧ 材料費（事業に使用する材料費）
 - ⑨ 使用料及び賃借料（車両または機械の借り上げ料もしくは、会場使用料等）
 - 対象期間
 - ▽ 補助金交付期間 平成29年度から平成31年度まで
 - ▽ 平成29年度実施期間 平成29年7月1日（土）から平成30年3月31日（土）までに実施する事業が対象です
- ※事業の実施年度において、町及び他の公的機関から補助金等の交付を受けていない事業であること
- ※地域住民の交流会その他の親睦的な事業は対象となりません

【申込方法等】

- 補助金の額等
 - ▽ 初年度 補助対象経費の5分の4以内の額（上限20万円）
 - ※ 2年目以降の補助対象経費には変動があります
- 申込書類 鞍手町シテイプロモーション等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）、実施計画書、収支予算書、役員及び会員等の名簿、団体の規約・会則の写し
- 申込締切 平成29年5月31日（水）
- 申込先 鞍手町役場政策推進課 政策係（〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地）
- 申込方法 右記の申込書類を役場政策推進課政策係に持参または郵送してください。なお、提出書類の様式は役場政策推進課政策係で配布するほか、町ホームページからダウンロードすることもできます
- 審査 書類審査及びヒアリングを行います
- 問い合わせ 鞍手町役場政策推進課政策係 ☎ 42局2111番 まで